自規 060406

試験設備

（試験設備）

第１条　盗難発生警報装置試験設備は、株式会社 UL Japan、株式会社 コスモス・コーポレイション（以下「試験機関」という。）の保有管理する設備、もしくはＩＳＯの校正基準に準じる同等の試験が可能な設備を用いる。

（試験設備の申請）

第２条　申請者が自社の設備などを使用する場合、申請書には、ＩＳＯの校正基準に準じる校正証明書を添付する。その申請をもってその設備は適正なものとする。

（試験機の仕様の変更、授受）

第３条　２回目以降の申請にも同じ設備を使用する場合も、その都度校正証明書を申請書に添付する。試験機の仕様に変更があった場合および承認設備を譲り受け使用する場合も同様とする。

（承認試験機保有者に対する試験委託）

第４条 申請者は、盗難発生警報装置試験設備保有者に、保有者の試験機関が同じ場合に限り、その試験機関の承認の上で設備の貸し出しを受ける、又は試験の委託をすることができる。

（試験の委託）

第５条 試験委託の手続き、費用その他は委託先及び委託元との間で別途協議して決定する。試験の内容は試験機関の求める条件に則って行う。